

日本巡回集会での発表文

(アルバ連帯活動家)

非正規職時代の到来

1997年の通貨危機以降、韓国社会は民営化と労働市場の柔軟化などに代表される新自由主義経済体制へと再編された。正規職だった多くの人々が整理解雇で職を失い、派遣制勤務が導入されて非正規不安定雇用が急速に増加し始めた。その結果、中産層が急速に減少し、金融資産を持つ高所得層の収益増加とともに社会の二極化現象が深まった。昨年基準で非正規職は837万人（賃金労働者の48.0%）、正規職は905万人（52.0%）であり、労働者の半数が正規職で、残り半数が非正規職という局面にある。

OECD国家はほとんどが、パートタイムが非正規職の多数を占めているが、韓国は非正規職の97.4%（815万人）が臨時勤労者であるか臨時勤労を兼ねている。実際に韓国はOECD国家のなかで雇用がもっとも不安定な、超短期勤続の国だ。勤続年数の平均値は5.3年であり、中央値は2.2年であってOECD国家のなかでもっとも短い。短期勤続者（勤続年数1年未満）は労働者全体の33.8%でもっとも多く、長期勤続者（勤続年数10年以上）は18.8%でもっとも少ないのが現状である。

低賃金・長時間労働社会

2011年基準で韓国の法定最低賃金は3.9ドルでOECD平均の最低賃金7.11ドルにかなり及ばないレベルであり、比較対象24カ国のうち16位である。OECDが提示している物価水準別グループで中位グループに属し韓国の物価指数とよく似ている諸国（カナダ、イタリア、ギリシャ、スペイン、イスラエル、オーストラリア、ニュージーランド、メキシコ、ポルトガル、スロベニア、キプロス、マルタ）のうち、メキシコ、キプロス、マルタを除けば最低賃金ももっとも低い。その反面、消費者物価指数は他の国やOECD平均に比して非常に高いのが現実である。

2012年12月の雇用率統計（58.3%）によれば、全経済活動人口数は2,440万人である。このうち最低賃金法の適用対象の労働者（政府の分類によれば常用職に該当し正規職に分類している、生涯非正規職である無期契約職も最低賃金法適用対象労働者だ）は実に71.7%に達する。毎年この数字が増えていく理由は、最低賃金法の適用対象が、1人以上の全ての事業所に拡大されたからだけではない。最低賃金レベルの賃金で生活している労働者、正確には法定最低賃金周辺の賃金しかもらえていない非正規職と正規職が急増したと推論することができる。

現在韓国で200万ウォン以下の月給をもらう労働者が労働者全体の51.1%である。健康保険加入者を基準にした統計なので、賃金の下落を食い止めるために4大保健の加入率が下がっているアルバイトなどの非正規職労働者をすべて含めば、韓国の労働者が受け取る

月給は非常に低いという事実を推論できる。低賃金階層は25.4%でOECD国家のなかでもっとも多く、賃金不平等（上位10%と下位10%の賃金格差）は5.0倍で、メキシコに次いでひどい。法定最低賃金に達しない者は173万人（9.9%）に達する。

反面、韓国はOECD加入国家のなかで最長の労働時間を誇っている。2010年基準で実に2,193時間である。これを週単位で換算すれば42時間ほどになる。統計庁が発表した2012年年間雇用動向によれば、週あたりの平均就業時間が44.6時間で既存の労働者たちが以前よりももっと多く働いている計算になる。法定労働時間は一週間40時間だが、54時間以上働く労働者も相変わらず600万人を超える。雇用が不安で賃金が低いので労働者自身が残業と夜勤を選択するしかない状況である。

このような長時間労働の問題は、政府と資本も認識している。最近、朴槿恵政府は「正しい雇用政策」を提出し、韓国の二大労総である韓国労総と民主労総、そして野党から響聲を買った。正しい雇用政策はオランダをモデルにして提案したものであり、雇用率70%を達成するために時間制雇用を増やすというものだ。勤務時間を弾力的に調節でき、4大保険や昇進などにおいて正規職と差別しないということが主要な内容で、これを通じて労働時間を短縮し、雇用率を上げるというものだが、現在の韓国の最低賃金が4,860ウォンであることを考えると、かえって労働所得が下がる可能性がある。

オランダの場合、年間の平均労働時間が1300時間台であるが、韓国は前述したように2100時間を超えている。さらにオランダは全日制労働者と時間制労働者の賃金格差がほとんどないが、韓国の非正規職労働者の賃金は正規職労働者の賃金の53%にしかない。非正規職女性の場合は、いっそう深刻で、男性正規職の賃金を100とすれば、女性正規職の賃金は66.3%、男性非正規職の賃金は54.2%、女性非正規職の賃金は39.6%であり、性別と雇用形態によって賃金格差が非常に大きい。結局、OECD平均賃金の半分にしかない低い最低賃金を維持しながら時間制雇用を通じて労働時間を短縮することは代案にはなりえない。

青年失業者とアルバイト労働者

最近、大学進学率が2008年83.8%から2012年71.3%まで下がったが、依然として大部分の人々は大学に進学する。OECD会員国のうち米国に次いで2番目に高いという大学の授業料を払うためにはアルバイトしたり学資ローンを組んだりする選択しかない。すすんで就職市場に販売できる競争力のある商品になるために、語学研修、各種の資格、公募展、ボランティア、インターンシップのような各種スペック（性能）を積み上げるために忙しい。そのように苦勞して卒業しても、まともな職がないため就業準備生や公務員準備生、国家試験予備生のようなふりをしながら結局失業者に転落する。先月基準で雇用率60.4%に青年層の失業率が7.4%だという、実際に体感的な青年失業率は20%を超える。（家を借りるための）保証金と毎月の家賃負担のために実家から自立することさえ簡単ではない。どうかして運よく就職できても今日の青（少）年を待っているのは、非正規職不安定雇用しかない。苦々しいことに韓国で現在を生活している青年の自画像はこのようなものだ。

最近、韓国では若い世代が自分たちを指す言葉として、2030世代、88万世代（予想される月所得）、三放世代が流行している。大学を卒業しても就職がむつかしく、恋愛、結婚、

出産の3つを放棄するしかない「三放世代」の他にも、各種資格競争と就活戦争に押しひしがれて人間関係まで放棄した「四放世代」、自分の家を持つ事を放棄した「五放世代」、大学卒業後、雇用を求めることがラクダが針の穴をくぐるほど難しいという「ラクダ世代」という言葉がよく使われている。「底辺への競争」によってヘトヘトになった青年たちの死は、OECD国家のうち、8年間、自殺率第1位という韓国の隠れた裏面を如実にさらけ出している。

多くの青（少）年がサービス業種を含む多様な職種でアルバイトしているが、勤労基準法に明示された勤労契約書の作成、法的最低賃金以上の賃金、週休手当、夜間手当、4大保険、休憩時間などの最小限の労働条件も遵守されていない。これに違反している事業所に対する政府の管理監督までもが不在の状況だ。むしろ最近では退職した50代の中老年層と20代の青年たちが低賃金・長時間アルバイトの職をめぐる互いに争っている状況でもある。青年層の低賃金労働者比率（30.7%）が中年層（23.2%）に比して格段に高くなっている。青年低賃金問題は失業とともにもっとも核心的な青年問題として登場している。

2013年現在、法定最低賃金は4,860ウォンだ。一日8時間ずつ週5日、月209時間（週休日を含む）働いたと仮定すれば、101万5,740ウォン（額面）という月給が算出できる。OECDが勧告している最低賃金水準である常用職賃金労働者の平均賃金にも及ばない水準だ。4大保険料を引けば、実質の手取り月給は93万2,630ウォンに過ぎない。2012年の最低賃金委員会は、独自調査を通じて34歳以下の単身労働者の月平均生計費が163万121ウォンだと発表した（現在の最低賃金4,860ウォンを受け取っているという仮定で）。最低賃金委員会が発表した一ヶ月の生計費を稼ごうとすれば、一月に7週（49日）も働かねばならない。現行水準を維持するにしても経済成長率・物価上昇率の分だけを反映するという朴槿恵政府の最低賃金政策は実効性がない。

以下はアルバ連帯がこれまでに活動しながら出会ったアルバイト労働者たちの物語だ。

[事例A]

高校卒業後、家から独立してアルバイトを始めたAはモーテルの夜間清掃のアルバイトターだ。彼が働いていたモーテルには部屋が全部で30ほどあるのだが、一日で50回ほど部屋の掃除をしなければならない。マットレスのシーツを替えて、床とトイレを掃除し、ゴミを捨て、鏡を磨き、物品を整頓したあと、足りない物品を補充しておくのが彼の主な仕事だ。疲労度が高いカウンター担当者が隔日制で勤務していたので、時にはカウンターの仕事もしなければならなかった。4人が2組に分かれて2交代で仕事をしていて、最小4～6人ですべき仕事を2人でしようとするので大変であった。夜間待機組として午前11時から午後12時まで一日13時間ずつ、約7ヶ月間休み無く働いたが、手に入った金はわずか120万ウォンがすべてであった。仕事をしていて2010年当時の最低賃金が4,110ウォンだったにも関わらず、月給を実際に時給で計算してみると時間当たり約3280ウォン程度を受け取ったことになる。あれほど欲しかった金は稼いだけれど、自分が何をしているのか分からなかった。体はくたくたになった。結局は最後の3ヶ月分にあたる賃金を受け取れないまま逃げるようにモーテルを出た。

[事例B]

今年30歳、13年アルバイトの達人Bがこの間に経験したアルバイトだけでも、食堂のウェイター、建物やサウナの掃除、ガイド、本屋、ネットカフェ、ビアホール、そしてコンビニまで、およそ10種類を超える。いつからか家に借金があって高校のときから母親とともに仕事を始めた。のちには母が病気になって亡くなったので、病院費用のためにも仕事を辞めることができなかった。結局学校を辞め、仕事を継続しているうちにいつの間にか30歳になっていた。今は兄といっしょに住んでいるが、借金がまだ残っているので兄が稼いだお金は借金返済に回し、本人が稼いだお金を生活費に当てている。5-6年前に、ほとんど休まず、睡眠も削って一生懸命働いて170~180万ウォンほど稼いだが貯蓄はまったくできなかった。時給がより高い夜間のコンビニだけでもほとんど6~7年働いたが、あるコンビニでは1年間倉庫に寝泊りし食事もそこでした。勉強をしたくて検定試験も受け、夜間に仕事が終われば昼に女性専門職業センターにも通ってみたが、一日2時間しか寝られない生活に体が耐え切れなかった。最近ではコンビニのアルバイトを辞め、派遣職として第2金融銀行に就職した。

[事例C]

アルバイトのCは、大企業の通信社の電話相談業務や顧客サービス、遠隔サービスなどの顧客支援業務の委託を受けて処理するアウトソーシング会社で7ヶ月働いた。会社で面接を受け仕事をすぐに始めたので当該のアウトソーシング会社に雇用されたものと思ったが、実はそれは派遣のアルバイト労働者だった。当該アウトソーシング会社では直接採用広告を出して雇用する代わりに、もっぱら派遣会社を通じて働く人々を選んだ。みな似たような、あるいは同一の業務を持続的にこなすのだが、それぞれ違う派遣会社から給与を受け取っていた。給与賃金情報を知らせてくれる携帯メールを見れば、毎回所得税の項目で一定の金額が控除されていたが、あとで分かった事では派遣会社の手数料だったのだ。しかし仕事を始めるとき雇用形態と手数料控除などについての説明は聞いていなかった。学費と生活費を稼ぐための休学→バイト→学科の勉強を繰り返しているうちに20代がほとんど過ぎ去ってしまった。現在は休学して就職準備をしている。大部分の就職準備生たちがそうだろうが大企業に入社を志望している。

韓国で最低賃金はどのように決定されているのか

1980年代末、韓国経済の好況期に低賃金の制度的な解消と労働者の安定した生活保障のために最低賃金制の導入が不可避となった。これによって1986年最低賃金法が制定され1988年から施行されるなかで法として強力な制裁手段を伴う事になった。以降、最低賃金法によって構成された最低賃金委員会では毎年初めに生活費調査を実施し、6月になれば最低賃金額、決定単位、業種、適用時期などの最低賃金（案）を審議する。最低賃金委員会は韓国経営者総協会（経総）、全国経済人連合会（全経連）、財界出身の使用者委員9人と韓国労総、民主労総、国民労総の労働者委員9人、そして政府が定めた公益委員9人で構成されている。

毎年6月の最低賃金決定の時期が近づくと、使用者諸団体は一様に来年度の最低賃金を削減または凍結する事を主張し、労働者諸団体は1000ウォンほどの賃金引き上げを要求する。結局月末になれば公益委員の主張で100~200ウォン程度の賃金引き上げ案が妥結される。交渉方式ではあるが、労働者委員と使用者委員の間には妥協の余地がなく、実際には公益委員が提示した最低賃金が採択されるため、韓国の最低賃金は政府が単独で決定している構造になる。

韓国の民主労総を中心とした労働界と進歩陣営は2014年に適用される最低賃金として時給5910ウォンを要求している。これは雇用労働部が発表した2012年都市労働者月平均定額給与額246万9,814ウォン（5人以上の常時雇用）の半分である月123万4,907ウォンを1時間の時給として算定した額である。依然として最低賃金額の算定根拠として通常賃金50%を要求している主張が繰り返されている状況だ。1つ注目に値する点は、この間「最低賃金の現実化」が最低賃金引き上げ闘争の主要要求だったとすれば、最近では「生活賃金」概念とともに最低賃金をめぐる論議が活発に行なわれているという点だ。反面、使用者側は7年連続で最低賃金凍結を主張している。雇用の減少による失業率の増加と物価引き上げ（インフレーション）による経済危機を考慮せねばならないということが毎年繰り返される彼らの主要な主張である。

2010年、韓国で最初の世代別労働組合として発足した青年ユニオンは、労働市場で青年がもっとも不利な位置にあるとして、青年世代を特定して青年労働と失業問題を社会的に議題化する活動を積極的に展開している。青年ユニオンが労組の形態を帯びているのに反して、アルバ連帯は任意団体の形態を帯びており、社会的に規定された年令を超えて非正規不安定労働を全世代にわたる問題と規定している。青年ユニオンが「最低賃金は青年賃金」であることを主張し、この間の労働界の最低賃金引き上げ案と立場を同じくしてきたことに反して、アルバ連帯ではアルバイト労働者の労働環境改善と最低賃金1万ウォンを主張している。

最低賃金の画期的引き上げ、時代的要求に歩調を合わせて

最近、米国のオバマ大統領の最低賃金9ドルという主張が米国の政界で論争を引き起こしている。民衆陣営では15ドル要求まで出てきている。中国でも最近、最低賃金が急速に上昇している。日本もまた賃金引き上げが主要政策として実行されている。主要国家が経済沈滞から脱出する戦略として賃金引き上げ政策を展開しているのだ。最低賃金引き上げが時代的要求であるならば、アルバ連帯が主張している最低賃金1万ウォンからわれわれは何を期待できるのか？

最低賃金の引き上げは労働時間短縮と余裕のある生活を保障する。今の半分だけ働いても同一の賃金を受け取れるからだ。最低賃金に該当する基本給が引き上げられれば、無理に夜勤や残業をする必要がない。労働力を再生産するための十分な休息と時間的余裕が保障されるので労働生産性が向上する。ただし実質賃金引き上げのない法定労働時間だけの短縮では、生活費を用意するための超過労働による実労働時間の短縮効果を生む事ができない。最低賃金の画期的引き上げが必要な理由である。

これ以上、新しい雇用が創出されないゼロ成長時代に、労働時間短縮によって雇用を分かち合うことが可能だ。より少なく働いた分、雇用が生じる。2012年4月現在、韓国のOEC

D基準自営業者数は720万人で、経済活動人口の30%に迫っている。創業2年以内に廃業する場合が50%に達する。もしも良質の雇用が用意されるならば、労働市場から脱落して自営業を選択している零細自営業者たちの出血競争を止めることができる。

また最低賃金が上がれば、労働者全体の賃金も引き上げられ、所得が増加し、消費性向が高い低所得層の消費が増える。これは内需成長のみならず所得不平等の解消にも肯定的な影響を及ぼすだろう。

生活賃金としての最低賃金

国民であれば、社会構成員であれば、この地に生きる人であれば、必ず享受すべき最小限の権利がある。安定的で清潔な家で暮さねばならず、健康で、新鮮な食べ物を食べねばならない。誰でも携帯電話を持たねばならず、映画と芝居を一月に一回ずつは見ることができねばならない。家族と親しみ、友人と付き合おうとすれば、お金と時間が必要だ。生活水準を上げるという言葉はいろいろな意味があるだろうが、最小限の経済的条件に裏打ちされねばならない。そのスタートは適切な所得であり、賃金労働をしなければ喰って行けないこの時代に、最低賃金はそれ自体で生活が可能所得でなければならない。最低賃金は生活賃金でなければならない。

最低賃金を1万ウォンへ、アルバ連帯

アルバ連帯は法廷最低賃金を時間当たり1万ウォンに上げるという明確で単純な要求をもって運動する団体で、(2013年)1月2日に始まった。最低賃金1万ウォンは「バイトの大統領」を掲げて2012年の第17代大統領選挙に出馬した清掃労働者キム・スンジャ候補の選挙運動本部の基本政策の一つだ。最低賃金1万ウォンと共に、6年働いて1年休む有給休暇年制、週35時間に労働時間を短縮、15才以上のすべての国民に月33万ウォンの基本所得を現金で支給することを公約に掲げた。現在アルバ連帯はキム・スンジャ候補の選挙運動をした20~30代の青年活動家を中心に専従が構成されている。

アルバ連帯は非正規不安定労働者を新しい運動の主体として打ち立てなければならないという主張を実践に移すために誕生した。草創期には「最低賃金1万ウォン引き上げ要求のための10万人署名運動」キャンペーンを中心に最低賃金1万ウォンとアルバ連帯を知らせる活動を行った。その後「アルバ五賊」という活動により大型フランチャイズ本社に打撃を与える活動を続けている。アルバ五賊はバイト労働者の5つの敵で、本社と加盟店の間の不平等な収益構造で低賃金を維持させるコンビニエンスストア「GS25」、収拾制適用で法廷最低賃金を守らない「パリバゲット」、時給に比べて著しく高い労働強度で仕事をさせるファーストフード「ロッテリア」、勤労基準法に明示された週休手当と4大保険義務を回避するコーヒー専門店「カフェベネ」、そしてバイト労働者の劣悪な労働環境を傍観する「雇用労働部」を選定した。

韓国で最近、通常賃金に賞与金を含むのか否かについての論争とともに、財閥の租税避難先の実態と経済民主化という 이슈が大きく注目されている。こうした状況でアルバ連帯は最低賃金引き上げに実質的に反対する大資本をターゲットにして対立構図を形成し、これを社会的世論へ喚起するための活動を続けている。毎年大企業が当期純利益の黒字を記録し、財閥の株式株価総額が政府予算の規模を越えているが、労働所得分配率は依然と

して著しく低い水準だ。「財閥のお金でバイトを救おう」という「アルバ活貧党」と経総フォーラムをパロディにし、賞味期限の過ぎたコンビニエンスストアのおにぎりとカップラーメンを食べてバイトの苦衷を吐露した「アルバフォーラム」はそのような意味で企画された。

アルバ連帯は大学街と繁華街で週1回夜間キャンペーンも進めている。労働環境実態調査をして労働相談やインタビューを進め、アルバ連帯の多様な会員事業を広報している。今年4月にはバイト労働者の疲れた人生で休むことを話す「アルバのパーティー、PAUSE」コンサートと「最低賃金1万ウォン討論会」を開いた。その他にも毎月1回労働法講座と、バイト労働者と食べ物と余暇を分かち合う親睦会として「バイトのおしゃべり」プログラムを進めている。

5月1日のメーデーでは既存の古くさい集会のやり方を脱して街頭パレードとパフォーマンスを中心に「バイトデイ」を開催した。バイトが労働者であることを韓国で初めて宣言する大会だった。6月からは〔政府機関である——訳注〕最低賃金委員会の前で2014年度法定最低賃金1万ウォンを要求する「最低賃金1万ウォン委員会」を作って座り込みへ突入り、様々な活動が続ける計画だ。

新しい労働者運動のために、アルバ連帯の進む道

今日、多数のバイト労働者が自らを労働者として自覚できず、互いに無関心なまま色々な零細事業所に散らばっている。アルバ連帯は、バイト労働者が互いに出会い、社会構造の矛盾を直視することによって自らの声で低賃金・長時間労働社会の悪循環を断ち切る運動を作るつもりだ。このための出発点がまさに最低賃金の画期的引き上げだ。

現在の水準でアルバ連帯が構想する事業はこうだ。まず、アルバ連帯はバイトに有用な情報が流通する空間になろうと思う。そうした情報の主なコンテンツとしては、自分の周りの他のバイトは時給をいくらもらっているのか、勤労契約書を書いてくれない社長に対抗して自分の権利を守り証明できるチップはどんなものがあるのか、今は低い時給でも人生をもう少し豊かにするための生活の技術は何があるのか、などがある。周りのバイトの勤労条件に関連した情報は地図形態で製作して普及させるやり方が良いだろう。

バイトの権益を守る直接行動も必要だ。悪質な社長がいたら、店の前でその地域のバイトがデモを行うこともできる。すべての店に勤労基準法の主な内容を掲示してバイトが見ることができるようにする運動を繰り広げることも必要だ。バイトが密集している地域を特定して実態調査と集団陳情を組織し、これを次第に広めていく事業もできるはずだ。一方、関心を持てるような事柄を利用して様々な条件に直面しているバイトを集めて行くことも必要だ。長期的には最低賃金引き上げ運動だけでなく、バイトの生活費のうち多くの部分を占める通信費と住居費などを低く抑える運動も考えられる。

6月の最低賃金闘争に続くアルバ連帯の本年下半期の計画は次の通り。まず、多くの青年少年がバイトを始める7~8月に直接バイト現場に飛び込み、そこで出会ったバイト労働者を組織して、早ければ今年の年末に「バイト労働者の組合」を結成する予定だ。まだ具体的な計画が提出されてはいないが、アルバ連帯はキャンペーンと大衆事業を中心に活動する予定だ。同時に、アルバ労組は賃金引き上げ、休憩時間拡大などの要求から始めてフ

ランチャイズブランド別バイト労働者を組織し、本社との交渉を通じて解決していく活動をしていくつもりだ。

-参考文献-

キム・ユソン、2012、「非正規職の規模と実態」、韓国労働社会研究所

[http://www.klsi.org/sites/default/files/field/%5B2012-04%5D%EB%B9%84%EC%A0%95%EA%B7%9C%EC%A7%81%EA%B7%9C%EB%AA%A8%EC%99%80%EC%8B%A4%ED%83%9C\(%EA%B9%80%EC%9C%A0%EC%84%A02012%EB%85%843%EC%9B%94\).pdf](http://www.klsi.org/sites/default/files/field/%5B2012-04%5D%EB%B9%84%EC%A0%95%EA%B7%9C%EC%A7%81%EA%B7%9C%EB%AA%A8%EC%99%80%EC%8B%A4%ED%83%9C(%EA%B9%80%EC%9C%A0%EC%84%A02012%EB%85%843%EC%9B%94).pdf)

キム・スヒョン、2010、「青年ワーキングプア増加に対する政策的考察」、新しい社会を開く研究院

<http://www.saesayon.org/agenda/bogoserView.do?pcd=EA01&paper=20100803233722854&iid=45>

クム・ミン他、2013、「月刊左派」、パク・ジョンチョル出版社、6月号

最低賃金委員会、2012、「未婚単身勤労者生計費分析報告書」

http://alba.or.kr/xe/news/entry/document_srl/585/sort_index/regdate/order_type/desc/page/1

統計庁、2012、「年間雇用動向」

統計庁、2013. 「年間雇用動向」

http://kostat.go.kr/portal/korea/kor_nw/2/1/index.board

ハ・ユンジョン他、2013、「最低賃金1万ウォン討論会」、アルバ連帯

http://alba.or.kr/xe/index.php?mid=news&search_target=title&search_keyword=%ED%86%A0%EB%A1%A0%ED%9A%8C&entry=document_srl/2772/page/1